

労働組合

「労働組合」のチ・カ・ラ

いきなり「クビだ!」も通用しません!

point!

「社長の言うことは絶対!」とっていませんか。そんなことはありません。

労働基準法は「労働条件は労働者と使用者が対等の立場で決定する」(第2条)と定め、労働者には労働組合を結成し、交渉する権利が憲法(第28条)で保障されているのです。



労働基準法や最低賃金法などは「労働者が人たるに値する生活を営む」ための、労働条件の最低基準を定めているにすぎません。

労働条件を改善するためには、会社に対し労働者も対等な立場で交渉できる労働組合が必要になります。

いきなり「クビだ!」などという乱暴な解雇が言われたときも労働組合の出番です。労働契約法では「客観的に合理的な理由のない解雇は無効」とされ、経営悪化による「リストラ」や有期雇用で働く人の「雇い止め」にもきびしい要件があるのです。

労働者の権利を守ることは一人では大変ですが、みんなで力を合わせれば働きがいのある職場をつくることができます。

● 法律上の根拠!

憲法第28条、労働契約法第16条、労働基準法第1条、2条、労働組合法第1条、7条

check!

ブラック企業にも負けないよ!

21世紀を自分らしく

めざせ! ディーセントワーク!!

保存版
2016年



Decent Work!!

社会人になるあなたへ贈る権利手帳

message

新しい社会にふみだしたあなたに



この手帳は、社会へふみだす高校生・大学生・青年のみなさんへのプレゼントです。

今の日本は雇用も賃金も不安定で「毎日残業でクタクタ」
「正規採用でないから不安」「メチャメチャ給料が安い」など、
将来に自信が持てにくい時代です。

でも、楽しみとやりがいを見つけて元気に働きつづけてもらいたい、そう願います。

この手帳は、みなさんが働く中で、困ったときにお役に立ちたい、
そんな想いでつくりました。

いちど読んでみてください。相談できる場所も知っておいてください。
みなさんそれぞれに、いい毎日が送れる21世紀をつかっていきたいですね。

Decent Work (ディーセント ワーク) とは
＝働きたいのある人間的な仕事

「権利が保護され、生産的で十分な収入を得られ、適切な社会保護・社会対話が確保される仕事」を意味します。ILO (国際労働機関) の21世紀の活動目標です。

「公正な労働条件なくして平和なし」(ILO憲章)

「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立する」

「世界の平和及び協調が危うくされるほど大きな社会不安を起こすような不正、
困苦及び窮乏を多数の人民にもたらす労働条件が存在し、かつ、
これらの労働条件を…改善することが急務である」

「いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、
自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となる」

賃金

あなたの賃金
「労働契約」は？

point!

労働基準法は、会社が支払う賃金について、
①通貨で、②全額を、③労働者に直接、④毎月
1回以上、⑤決まった日に支払わなければならない
と定めています。これを「賃金支払いの5原則」
(労基法24条)と言います。違反には罰金もあり
ます。また、会社が労働者を採用するときは、
賃金、労働時間などを書面などで明示しなけ
ればなりません。あとからトラブルにならないよ
う、はっきりさせておきましょう。



「いつからいつまで働くのか」(契約期間)「どこで働くのか」(就業
場所)「どんな仕事をするのか」(業務内容)「何時から何時まで働くの
か」(始業・就業時間)、「残業はあるか」「休みはいつか」「賃金の
額や給料日」などの基本的な労働条件は書面で明示することが労働基
準法(15条)で決まっています。決まった給料日に賃金を支払わなかつ
たり、「罰金」などと言って一部を払わなかったりするのも労働基準
法違反です。10人以上の職場なら、これらのルールが書かれた「就業
規則」もあるはずですから、見ておきましょう。

● 法律上の根拠!

労働基準法
第15・24・89・90・119条
最低賃金法

check!

「就業規則」も
チェックを!

労働時間

不払い残業は違法です

point!

労働基準法第32条は、労働時間の上限を1日8時間・週40時間とし、それ以上働かせる時は、①労使協定（会社と労働側代表者の間のとり決め）を締結し、②残業手当を支払うことを使用者に義務づけています。

労働時間には仕事前のミーティングや準備作業時間、作業後の清掃時間も含まれます。



会社が決まった時間を超えて労働を命じる場合は、「上限」を決めた労使協定（36協定）と25%以上の割増賃金支払いが必要です。

休日に働いた場合は、35%以上の割増賃金を通常賃金にプラスして支払う必要がありますし、深夜勤務（夜10時～翌朝5時）や、「月60時間」を越える残業には、さらに25%以上の割増賃金が必要です。

「深夜」の残業なら「残業代125%」+「深夜割増25%」で「時間数×150%」の支払いが必要になります。

● 法律上の根拠!

労働基準法
第32・36・37・115条

check!

**残業手当は
25%の割増!**

有給休暇

たまには休みたい

point!

労働基準法第39条では、年次有給休暇の最低基準を定めています。有給休暇は6ヶ月以上勤務し出勤率が80%以上であれば、その後1年間に10日取得でき、毎年一定日数が増加し、6年半勤めれば最高20日取ることが出来ます。



有給休暇は理由が何であれ自由にとることができます。有給休暇をとっても賃金をカットされたり、解雇されることはありません。その年度にとりきれなかった分は翌年に限って繰り越せますし、職場に労使協定（会社と労働側代表者の間のとり決め）があれば、時間単位での取得も可能です。

パートなど非正規社員も、上の条件を満たせば有給休暇がとれます。

●あなたがとれる年次有給休暇

勤続期間	6カ月	1年6カ月	2年6カ月	3年6カ月	4年6カ月	5年6カ月	6年6カ月以上
週30時間以上働く方	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週30時間未満働く方	勤務が5日以上	7日	8日	9日	10日	13日	15日
	勤務が週4日	5日	6日	6日	8日	9日	10日
	勤務が週3日	3日	4日	4日	5日	6日	7日
	勤務が週2日	1日	2日	2日	2日	3日	3日

● 法律上の根拠!

労働基準法
第39・89・106・136条

check!

**パートやアルバイトも
有給休暇はとれます!**

相談コールはこちらへ! お気軽に!♪



- 北海道労働局総合労働相談コーナー011-709-2311
- 中小企業労働相談所(北海道)・・・労働相談ホットライン ..0120-816-105
- 労働相談フリーダイヤル0120-378-060
- 北海道労働局雇用均等室(働く女性に関する問題)011-709-2715
- 北海道労働組合総連合(道労連)011-815-8181
http://www.dororen.gr.jp
- ローカルユニオン結(ゆい)011-815-4700
- 北海道高等学校教職員組合連合会(道高教組)011-231-0816
http://www.dokokyoso.jp

北海道の最低賃金(最賃) 私たちの運動でだんだん上がってはきたけれど...



最賃の全国一律化を! 大幅引上げを! 1000円/1時間
道労連は、フリーター、パート、派遣などすべての青年が安心して暮らせる最低賃金の確立をめざしています。

高校生・大学生・青年の就職難を考える連絡会
(北海道就職連絡会)

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 北海道高等学校教職員センター内
TEL 011-231-0816 FAX 011-241-8510

フリーター 派遣・パートにも権利あり!

point!
パート・アルバイト、「派遣」「契約」などで働く人も、基本的な権利が保障されています。働く日数や時間によっては有給休暇日数が少なくなるなどを別にすれば、労働者としての権利は変わりません。



病気やケガ・失業などにそなえる社会保険・労働保険も大事です。週30時間以上働いていれば、パート、アルバイトでも健康保険や年金に加入できます。雇用保険は、所定労働時間が週20時間以上なら加入できます。

失業した場合、①雇用保険への継続加入期間が12カ月以上(各月11日以上勤務)、②倒産・解雇、期間満了後に契約更新されなかったときなどは6カ月以上(各月11日以上勤務)の被保険者期間があれば失業給付の給付対象となります。仕事上のケガや病気の医療費や休業補償(給料の8割)を給付する労災保険は、パートやアルバイトも「全員加入」と決まっています。

●法律上の根拠!

- 労働基準法、労働契約法、最低賃金法、
- 労災保険法、労働安全衛生法、
- 雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法

check!

社会保険も大事です。チェックしてみよう!